

令和6年5月23日

関係団体 各位

岩手労働局労働基準部
健康安全課長

令和6年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の「団体経由産業保健活動推進助成金」につきまして、令和6年5月20日より、令和6年度分の受付を開始することとなりましたので、ご連絡いたします。

この助成金は、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等からの健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の90%(上限500万円(一定の要件を満たした団体は1,000万円))を助成します。

なお、産業保健サービスを提供する医師や保健師については、労働者の健康管理等に関する知識のある方が望ましく、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師を積極的にご活用ください。

本助成金の詳細につきましては、別添のリーフレットのほか、必要に応じて、下記の独立行政法人労働者健康安全機構のHPに掲載の支給要領、手引き等をご参照いただき、関係事業者への周知等につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

記

労働者健康安全機構HP「助成金」

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



※リーフレットは以下リンク先からダウンロードできます。

https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/sanpojoseikin/R6/org_josei_leaflet_R6.pdf

